

松島中学校仮設校舎賃貸借制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松島中学校長寿命化事業に伴い仮設の松島中学校校舎及び附帯施設（以下「仮設校舎」という。）に係る賃貸借の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づく制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札書等の提出)

第2条 入札参加者は、物件説明書、設計図面（参考図）、現場等を熟知のうえ、入札書等を提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札等に必要な事項を記載のうえ記名押印し、所定の入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者が入室時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の入札書投函が始まるまでの間はこの限りではない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(提出した入札書、賃貸借料等内訳書及び委任状の書換え等の禁止)

第4条 入札参加者は、提出した入札書、賃貸借料等内訳書及び委任状等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札書等の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名、押印のいずれかを欠く入札書等
- (2) 入札書の金額や¥マークの記載がない入札
- (3) 市に登録した所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが異なる入札書等（ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りでない。）
- (4) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札書
- (5) 発注者名の記載が誤っている入札書等
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書等
- (7) 賃貸借料等内訳書が同封（添付）されていない入札書
- (8) 封筒に2通以上の入札書等が入っている入札書
- (9) 賃貸借料等内訳書の内訳価格と入札金額が一致しない入札書
- (10) 未記入など不備がある賃貸借料等内訳書が同封された入札書
- (11) 入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等

- (12) 虚偽の記載がされた入札書等
 - (13) 明らかに連合によると認められる者が提出した入札書等
 - (14) 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな入札
 - (15) その他入札の条件に違反した者が提出した入札書等
- (入札書等及び確認資料の管理)

第6条 施設課長は、受理した入札書を保管しなければならない。

- 2 入札書等及び確認資料の到達の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
- (開札等)

第7条 施設課長は、当該入札に係る入札参加者のうち、開札の立ち合いを希望する者を立ち会わせるものとする。

- 2 施設課長は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- (落札者候補者)

第8条 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格の設定をしないものについては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者。以下これらを「落札候補者」という。）から順次順位を付する。この場合において、落札者の決定については保留とし、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

- 2 落札候補者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。
 - 3 開札後、落札候補者は、市長の求めに応じ次の各号の入札参加資格審査のための書類（以下「資格審査書類」という。）を提出しなければならない。
 - (1) 入札参加資格審査申請書
 - (2) 定款又は商業登記簿（仮設用建築物の賃貸業を営んでいることの記載があるもの）の写し
 - (3) 最新の経営事項審査結果通知書の写し
 - (4) 納税証明書
 - (5) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書
 - (6) 配置予定技術者通知書、資格証の写し、雇用関係を証明するもの等
 - (7) 建設業許可証明書又は建設業の許可の写し
 - (8) （契約保証金の免除を希望する場合）契約保証金免除に要する関係書類
- (入札参加資格審査)

第9条 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

- 2 前項の審査は、前条第3項に規定する資格審査書類により、施設課が行うものとする。
- (落札者又は入札参加資格要件不適格者の決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、適格者を確認した場合は、落札者として決定するものとする。

- 2 市長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格要件不適格通知書により通知するものとする。

(入札参加資格要件不適格者に対する説明)

第11条 入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で不服があるものは、前条第2項の通知が到達した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、市長に対して説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求める場合は、説明申立書を施設課に持参又は郵送することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、説明申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、回答書により回答するものとする。

4 前3項に規定する説明申立ては、前条第1項の落札者の決定を妨げない。

(開札結果等の公表)

第12条 市長は、開札後、一般競争開札結果一覧表を入札日の翌日（休日を除く。）までに施設課窓口で公表するものとする。

2 落札結果については、入札参加資格要件の審査後速やかに、施設課窓口において公表するとともに、那覇市公式ホームページに掲載するものとする。

3 前項の公表までは、入札の経緯・結果の問い合わせには応じないものとする。

(落札後の手続)

第13条 落札者は、第10条第1項の通知を受けたときは、7日以内に契約書その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第14条 市長は、入札参加者が連合し又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることができる。

(異議の申立て)

第15条 入札参加者は、入札後、この要領、物件説明書、設計図面（参考図）、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。